

# 船橋市景観計画(素案)のパブリック・コメントの実施結果について

## 1 募集の概要

- (1)募集期間 平成21年8月15日(土)から9月14日(月)まで  
 (2)応募者数 11名(持参:1 郵送:2 Eメール:5 FAX:3)  
 (3)意見総数 全43件

## 2 意見の概要と市の考え方

1. 目的、方針について		
No.	意見の概要	市の考え方
1	2ページ 1-(3)目的について 船橋らしさというのは、どう捉えているのか。	船橋市は、臨海部から下総台地に至るまで、起伏に富んだ自然地形に恵まれています。また、江戸時代以来のまちの歴史や文化が市内の各所に息づいており、こうした豊かな自然地形の骨格や歴史・文化の蓄積が、多様な景観特性として表れていると考えます。
2	45ページ 5-(2)景観の保全・形成の方針について 住宅地景観の方針の中で、「低層の戸建住宅地では、潤いと落ち着きのあるまちなみの保全・形成を進める」とあり、また、「中高層の住宅地では、ゆとりと魅力あるまちなみの形成を進める」とあるが、具体的にはどんな構想なのか。	景観の保全・形成の方針を具体化したものが、48ページ以降の景観形成の配慮事項で、土地利用に対応した4つの地域に区分すると共に住宅系地域の配慮事項では、中高層住宅の基準を分けて標記しております。
3	44ページ 5.良好な景観の保全と形成に関する方針の(1)景観の保全・形成の目標において、トップに「海や河川などの…自然…」、次いで「まちの歴史…」とあるが、現在の船橋の実態からは程遠い。むしろ、3番目の「人々の活動が彩る、まちなみの魅力の演出」の方が良いのではないのか。	3つの目標について、特に優先順位を定めているわけではありませんが、失われて行く景観資源をまず保全すべきであるという観点から、「自然の要素に…」や「まちの歴史…」を記述しています。「季節や時間…」は、祭りやまちづくり活動などソフトな活動を含めて今後検討していきます。

2. 規制誘導について		
No.	意見の概要	市の考え方
4	14ページ 2-(1)-⑤都市計画・都市整備状況について 今年、高度規制が制定されたが、一律20mの高さ規制では安易であり、もっときめ細かな規制が必要ではないか。	高さ規制に関しては、都市計画法に基づく高度地区で別途定めているところであり、本景観計画の中では高さ規制は設けておりません。景観計画は、まず市全域をゆるやかに誘導していくものであり、地域ごとのきめ細かな規制を行うには、次の段階として、地域住民の合意形成を前提とした景観地区や地区計画といった都市計画法に基づく手法があります。
5	51ページ 6-(1)-②住宅系地域の景観形成の配慮事項について 中高層住宅の基準の[周辺のまちなみに配慮した高さ]において、「高さは、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模とし、建築物等と敷地との釣り合いを図る。やむを得ず周辺よりも高層となる場合、上層部のセットバックなど周辺のまちなみとの調和を図る」とあるが、非常に曖昧な表現で弱いので、「やむを得ず」の一文を削除して欲しい。	より協力していただきたい内容なので「やむを得ず」の部分削除いたします。
6	63ページ 6-(3)開発行為等の景観形成配慮事項について 周辺との調和を謳っているが、曖昧な表現が多いのではないのか。	景観形成の配慮事項は、市全域をゆるやかに誘導していくものであり、景観形成上の個々の条件を限定して定めることはしていないため、周辺との調和が前提となります。

7	真鶴町の「美の基準」は、具体的かつ強制力があるが、船橋市の景観計画ももっと具体性、実効性がある船橋らしい基準に出来ないか。	船橋市の景観計画は、市全域をゆるやかに誘導していくことを基本としています。真鶴町の「美の基準」のように具体的に細かな規制を行うには、次の段階として、地域住民の合意形成を前提とした景観地区や地区計画といった都市計画法に基づく手法が考えられます。
8	景観形成の配慮事項は、地域ごとに配慮する点がかかれていますが、ほとんど同じことが書かれている。それらは共通事項としてまとめ、各地域ごとに特に配慮する事項を別にまとめるとわかりやすいのではないか。また、写真入りの事例を紹介するとさらにわかりやすいのではないか。	景観形成の配慮事項は、見る方がわかりやすいように、地域ごとに分けています。重複する部分もありますが、自分に関係するところだけ見れば良いように整理してあります。また、写真入りの事例紹介は、実際に運用するためのパンフレット等に載せることを検討します。
9	色彩基準については、色見本帳等で表示するとわかりやすい。また、大型商業施設の外装色や独立看板で基準に合わないものは可能なのか。地域ごとの色彩基準が必要ではないか。	色彩基準は数値で表されるものですが、よりわかりやすくするため、実際に運用するためのパンフレット等に色見本を載せることを検討します。また、建物や工作物について、現在建っているものでも、色彩基準に合わないものについては、基本的には塗り替え等の際、基準に合うよう変更をお願いすることになります。さらに屋外広告物については、重要な景観要素の一部であることから、屋外広告物条例と連携を図ってまいります。なお、現在設定している色彩基準は、最低限必要なゆるやかなものであり、地域ごとの基準を設けるのは地域住民の合意形成を踏まえ、定めることが望ましいと考えます。
10	自然の再生、歴史と文化、多様な魅力の視点での地域ごとの整理が必要ではないか。例えば、 ・船橋港 市民が楽しめ近づく水辺 かみそり堤防からスーパー堤防へ ・河辺、池 景観軸として捉え、歩行者（障害者を含む）が歩いて楽しい水辺の整理 水と緑の遊歩道 ・歴史的な景観、宿場町のイメージ再生、神社の環境整備、指定樹木等での船橋らしさの発見、船橋で育った産業のクローズアップ ・準工業地域は比較的規制が緩く何でも建つ地域なので、景観上の指導はポイントになる	景観形成の配慮事項、景観形成基準により、地域の特徴を活かした景観づくりの取り組みを進めます。
11	船橋に住んで20数年になるが、緑が減少し、社寺などがマンションになり、家の近くの工場もヒマラヤ杉が切られてしまった。今ある樹木は残してほしい。	自然・田園系地域や住宅系地域の景観形成の配慮事項においては、自然環境との共生への配慮ということで、既存樹木の保存等について定めております。また、財産権の問題もありますが、特に景観上重要な樹木に関しては、景観法に基づく景観重要樹木に指定することで、さらに強制力のある保全が可能となります。
12	船橋らしい建物、マンションの特色を出して欲しい。	景観形成の配慮事項では、周辺の景観との調和を前提としており、地域の特色を生かした建物等の事業計画が求められます。
13	店舗の外観において、建設の際植えた木は枯れたり、雑草に覆われている。地域の景観で建物は大切だが、その周りの管理も大切と考える。	P48以降の景観形成の配慮事項の中で、敷地の緑化にあたっては、持続的に適切な維持管理を行うよう努める旨を記述しています。

3. 手続きについて		
No.	意見の概要	市の考え方
14	景観計画の届出について、建築確認申請との関連性を明確にして欲しい。また、勧告とはどの程度の強制力があるのか。	法第16条に基づく届出は、建築確認申請とはリンクしておらず、着工の30日前までに届出をしなければいけないこととされています。なお、景観条例の中で事前協議の制度も設ける予定であります。また、景観計画に基づく届出・勧告は、ゆるやかな規制誘導を前提としており、その届出に係る行為が制限に適合しないと認めるときは、届出をした者に対し、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することが出来ることとされています。

4. 景観形成の推進について		
No.	意見の概要	市の考え方
15	景観計画は、景観に関連するあらゆる基準の一元化を意識してまとめることも重要だが、人にやさしい計画でなければならない。景観とは色や形だけでなく、利用する人が心地よいと感じる雰囲気も大切であると思う。具体的には、バリアフリー法による歩道幅の確保のために壁面線の後退や一方通行化による歩道の整備等が考えられるが、これは行政だけでなく地域住民を巻き込んだ「地区計画」を誘導することも大切ではないか。	「地区計画」の制度は、景観計画の中で今後の取り組み方策の一手法と位置付けており、地域住民の合意形成のもと、活用していくものと考えております。
16	届出に伴う審査は、行政だけが行うのではなく、重要と思われる案件は、市民の参加可能な景観審議会等に諮り、知恵を出し合うことも大切ではないか。	景観条例の中に、客観的かつ専門的な意見を聴くために、学識経験者等による景観アドバイザーを位置づけ、市や事業者等に対してアドバイスをしていただくことを考えています。また、同様に条例の中で第三者機関として景観審議会を位置づける予定です。景観審議会は、学識経験者や公募による市民等で構成される予定で、良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議していただくことを考えています。
17	自然、農地、緑地、公園、河川、海岸、商業地、工業地、住宅地、公共施設、鉄道と駅、道路、歴史や文化景観、レジャーやレクリエーション施設、伝承文化、土地利用など多岐にわたるので、都市計画部の専管事項に止めることなく市全体で取り組むべきである。	市域全域を景観計画区域に定めており、内容も多岐に渡ることから、関係部署と連携して取り組みを進めます。
18	官公有地は、市が率先して市民が誇れるような景観をつくるように努めるべきである。	市の公共公益施設の景観形成は、市が先導的な役割を担っていることを認識しつつ、取り組んでいきます。
19	規制のしにくい農地、商業地、住宅地、工業地や鉄道・港湾・道路などの交通施設など民有地については、市がリーダーシップをとり、指導する必要がある。	市域全体を景観計画区域に定め、景観形成の配慮事項の周知を図るとともに、一定規模以上の建築物の建築等については、届出を義務付けることにより、取り組みを進めます。
20	景観計画の策定・推進・育成と違反行為に対する罰則等、計画を実現するにあたっては、行政、企業、市民からなる景観懇談会などで十分な協議を行い検討されるべきであるとともに、実効性があるものでなければならない。	景観計画の策定については、学識経験者や公募による市民等で構成される景観計画検討委員会で検討していただき策定を進めているところです。また、今後の推進にあたっては、同様に学識経験者や公募による市民等で構成される景観審議会でも良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議していただくことを考えています。

21	<p>北部地域の船橋県民の森、青少年キャンプ場、海老川・長津川・二重川等の里川、鈴身町・大神保町・豊富町・古和釜町・金杉等の田園景観、東京湾奥の唯一の干潟である三番瀬や海浜などの貴重な自然を守ってほしい。また、谷津田と農村集落の佇まいを歴史・文化景観として保存してほしい。</p>	<p>船橋市の骨格的な景観を形成している地域は、地域住民の合意形成のもと、重点的に景観形成の取り組みを進めていくために、景観形成重点区域として位置付けることを検討していきます。なお、山崎別荘の復元計画については、みどり推進課で検討を行っているところであり、この復元にあたっては、景観への配慮を求めてまいります。</p>
22	<p>市民の森、運動公園、三番瀬海浜公園などの都市公園、競馬場やオートレース場等レジャー施設などの都市景観については、市民の楽しめる魅力ある景観として施行してほしい。特にアンデルセン公園、市街地に残る社寺林、市民の森については、貴重な都市緑地であるとともにリフレッシュの場でもあるので大切に保存してほしい。また、歴史的建造物が少ない中で、山崎別荘（通称：凌雲荘）の復元計画はどうなったのか。</p>	
23	<p>歴史的建物を残しているところが少ない。</p>	<p>景観重要建造物の指定の方針に基づき、指定することで、所有者の適正な管理義務や現状変更に関する許可が必要となり、歴史的建物を保全する仕組みが用意されています。</p>
24	<p>39ページの景観ストラテジックプランにおいて、⑬法華経寺参道のように、市境のものについては、県が間に入り調整を行うなど、市境ストラテジックプランとして取り上げるべきではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、市境の景観施策は横断的な対応が求められるため、隣接市との協議や調整も必要と考えます。また、千葉県が定める、「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」においても、市町村が景観行政を進める上で、広域的な課題の調整等の支援を行うこととしています。</p>
25	<p>景観計画は、「総合計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に基づき作成するものであるが、39,40ページの景観ストラテジックプランにおいては、⑨新船橋駅周辺が、マスタープランでは工業を推進するエリアであるのに、素案では商業地域として推進する地域となっており整合性が取れていない。上記表示は、是正せねばならない。</p>	<p>ご指摘のとおり、景観計画は上位計画に適合するものでなければならないとされており、本計画もこれを基本としています。景観形成の配慮事項についても都市計画法上の用途地域ごとの事項の配慮を基本としていますが、現況の景観特性に合わせて他の用途地域や全地域共通の配慮事項への考慮も必要と考えます。このことについては、46ページに追記しました。同様に景観ストラテジックプランについても用途地域を基本として考えておりますが、新船橋駅周辺は、「船橋都市計画都市再開発の方針」に位置付けられているとおり、現在、土地利用転換が進んでいる地域であることから、地域の景観特性を考慮した景観づくりが必要と考えております。</p>
26	<p>景観形成の配慮事項又は景観形成基準に電柱、電線の地中化を入れてほしい。さらに新しく開発される宅地開発、景観重要建造物に指定される周辺、景観重要公共施設の整備時、景観形成重点区域においても、電柱、電線の地中化の方向を明示してほしい。</p>	<p>景観計画に基づく届け出は敷地単位によるもので、広範囲に整備が必要な電線・電柱の整備の規定は含まれません。市街地開発事業などの大きなまちづくりの仕組みの中で行う方法のほか、景観法に基づく景観重要公共施設に位置付けることにより、景観の整備上の必要性が高い道路については、電線類の地中化を推進出来る仕組みが用意されています。このことについて、69ページの「10. 景観重要公共施設の整備に関する事項」に追記いたします。</p>
27	<p>無秩序な電線・電柱で、電力線・電話線・ケーブルTV線、またこれに追加して街灯柱、変圧器等があり、景観への配慮が欠けるケースも多いので改善への一文を望む</p>	
28	<p>景観条例を制定することで、景観計画がどのように運用されるのか明記してほしい。</p>	<p>景観計画は、景観法と景観条例を併せて運用することによって、全体的に機能することとなります。条例で定めるべき行為は、64ページ「7. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に記載しているとおりで、これに基づき運用されることとなります。</p>

5. その他の意見		
No.	意見の概要	市の考え方
29	船橋駅から中央公民館、あるいは大神宮へ続く道は重点的に整備をするエリアだと思う。歩道の整備等は進んでいるが、そこに駐輪場が延々とあり歩道を狭くしているのが、例えば高架下の有効利用などの解決策を考えたかどうか。また、フェンスの整備、アーケードの撤去、アートの配置等で明るく安全な気持ちの良い空間が形成出来るのではないかな。	ご指摘の駐輪場については、現在、市内部で高架下の有効利用について検討が進められております。また、景観形成上も、重点的に整備が必要である区域であると考えており、地域住民の合意形成を踏まえ、関係部署と連携して取り組みを進めます。
30	環境問題を一番考えなければならないと思う。例えば、蓄電池式の路線バスにすることなどが考えられる。	蓄電池式の路線バスは、景観計画に直接は関係しませんが、環境という観点からいえば、自然・田園系地域や住宅系地域の景観形成の配慮事項において、自然環境との共生への配慮ということで、雨水浸透の確保や既存樹林の保存等について記述しております。
31	市民がふれあう日々の暮らしや年中行事、祭りや各種イベントなどは、コミュニティをつくり育成する場でもあるので、これらの生活文化や伝統行事を守り、次世代に引き継ぐ努力が必要であり、市が重責を担っていることを念頭に置き実施してほしい。	44ページ「景観の保全・形成の目標の一つであり「季節や時間、人々の活動が彩る、まちなみの魅力を演出していきます。」と設定しているとおり大切にしていきたいと考えています。
32	JRの駅は、エレベーターも付き便利になってきているが、京成線や東武野田線は、エレベーターのないところも多く、足の悪い人は困っている。	当意見に関しましては、景観法の諸制度の中では対応出来かねますが、所管課に申し伝えます。
33	道路に花壇やその残骸、木等はみだして車での通行の際、人や自転車も危ないところがたくさんある。	
34	過度にならない照明対策をお願いしたい。市役所内でも担当部署がないので、光の精神的な被害、農産物の実質被害が起きない街の計画をお願いしたい。	光害に関しては、景観形成の配慮事項の屋外設備等の区分の中で、敷地内で照明を行う際、周辺に対して過剰な明るさにならないよう配慮する旨の記述しております。
35	県道、市道について、道路沿線の雑草は見苦しい。道路管理の清掃には、ゴミ拾い、雑草取りも計画に入れた地域美化運動をお願いしたい。また、U字溝は砂やゴミなどで排水路としての機能が無くなり、排水が溢れるところもあるので維持管理も大切と考える。	当意見に関しましては、景観法の諸制度の中では対応出来かねますが、景観阻害要因の一つと考えられますので、関係部署と連携して取り組んでいきたいと考えております。
36	ゴミゼロの日の道路のゴミ拾い、歩道の雑草取り、不法投棄物の回収には今まで以上の市民参加のお願いが必要ではないか。街の清掃のボランティア活動は、住民の協力が一番だと思う。	
37	駅前の文化を変える大きな景観事業は、駐輪対策だと思う。縦割りではなく横の連携も明記し実効性の高いものにしてほしい。	
38	船橋駅や津田沼駅周辺の酒盛り場やパチンコ屋の多い中に塾が点在しているが、問題ではないのか。	景観法に基づく景観計画では、建物用途の規制は出来ませんが、地域住民の合意形成を前提とした地区計画などによる手法が考えられます。

39	計画書なので、年度別に行政として何をしたいのかを明記して頂きたい。	本景観計画は、一般的な事業計画とは違い、いつまでに何かを作るというものではありません。建築物の建築等に対する届出や勧告によるゆるやかな規制・誘導を図ることを基本とし、次の段階として、地域住民の合意形成を前提とした地区計画や景観地区などの手法により、地域ごとのきめ細かな景観形成を図る仕組みです。
40	景観法第73条（開発行為等の制限）第1項で定める行為として、施行令第21条第3号にて「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」を挙げているが、住宅地域のゴミ屋敷や原野山林の不法投棄等の対策として加えてほしい。	ゴミ屋敷や不法投棄については、別の法律で規制されるものです。しかしながら、「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」については、今後、必要に応じて検討していきたいと考えております。
41	警察庁の交通標識についても、同様に景観に対する配慮が求められると思う。46ページ以降の景観形成の配慮事項に加えるべきではないか。	交通標識は、道路交通法等で定められているものなので、景観計画での規制は困難と思われませんが、良好な沿道景観の形成には重要であると考えられますので、今後、関係機関と連携して検討していきたいと考えております。
42	文言において、精緻さを欠ける箇所があるので、補正し信頼できる確かな景観計画としてほしい。	文言については、さらに精査を行います。
43	船橋市の中心市街地・駅周辺は、まだまだという感じがする。行政だけでなく地権者の方々もよろしくお願ひしたい。	良好な景観形成が図られるよう、本計画の周知を図ると共に、地域住民の合意形成のもと、取り組んでいきたいと考えております。